

# 「小原紅早生」の台湾輸出への取組支援

■ J A 香川県高松市西部地域温州みかん部会 ■

（東讃農業改良普及センター ○松木保雄、村尾昭二）

## ●対象の概要

高松市西部地域は、香川県のほぼ中央に位置し、南北に長い地形から、地域の特色を活かして約1,000戸の生産者が様々な果樹を経営の基幹として栽培している。

中でもカンキツは、ハウスミカン発祥の地であるとともに、越冬ミカンや本貯蔵ミカンなどの個性的な商材に取り組むことにより、温州ミカンブランドを確立してきた。

特に、県内で育成された「小原紅早生」については、全国的な価格情勢に左右されにくい個性化ブランド商材としての導入・高品質化に取り組んでいる。

## ●課題を取り上げた理由

「小原紅早生」は、平成29年に地理的表示保護制度に「香川小原紅早生みかん」として登録された香川県のオリジナル品種で、一般的な温州ミカンにはない濃紅色をした外観と、食味の良さから、市場において高単価で取引されている。

また、本県の推奨する「さぬき讃フルーツ」の対象品目として指定されており、ブランド力の強化が図られている。

さらに、平成18年には、品質ランクにより「さぬき紅」、「金時紅」のブランドを設け、贈答品としても知名度が高くなり、高品質果実生産と多様な販売に取り組んでいる。



糖度12.5度以上の最上級品「さぬき紅」

近年は海外へも輸出され、特に中華圏の消費者からは、品種の特徴でもある紅い色が好まれ、引き合いも強いことから、さらなる販路開拓・拡大を目的として、台湾への輸出を開始した。

しかしながら、台湾の農薬残留基準制度では、①残留農薬についてはポジティブリスト制が導入されており、基準値が定められていない農薬は、日本の「一律基準」とは異なり、「不検出」でなければならないこと、②検査部位が、日本は「ミカン」については、皮をむいて検査する方式であるが、台湾では皮も含めて全体が検査部位となるなどの違いがあること、③突然の基準値変更による出荷制限などのリスクがあることなど、日本の規制とは大きく異なるため、日本の基準で生産しても、農薬使用基準の違いにより輸出できない問題が生じた。そこで、これらの課題に対応するため、次のことに取り組んだ。

## ●普及活動の経過

1 確実な輸出のための県とJAの協力体制の確立

1) 関係機関との連携

輸出先の検疫やニーズ等に的確に対応した生産・流通・販売の推進を同時に行う必要があるため、関係機関（普及センター、農業経営課、農業生産流通課、県産品振興課、JA香川県）が相互に連携しながらそれぞれの業務を推進した。また、生産者を招集して、農薬の適正使用等について説明会を開催した。

2) 輸出用早生ミカン防除暦の作成支援

台湾の農薬残留基準は年に数回変更されることがあるため、関係機関と連携し、随時、防除暦の確認と変更を行った。

3) 農薬適正使用の推進

農薬の適正使用を確実なものとするため、（1）輸出用防除暦に基づき、各生産者が作成した個別の防除計画に従って防除を実施すること、（2）防除実施後は、防除計画の確認欄に散布日を記入すること、（3）農薬散布状況については、普及センターが行う確認に協力す

ること、(4) 病害虫の異常発生などで、やむを得ず、防除暦に掲載していない農薬を使用する場合は、予め普及センターに相談することを申し合わせた。

#### 4) 出荷前農薬残留分析の実施

最終防除の約1週間後に、果実をサンプリングし、輸出用栽培履歴書を基に、農業試験場で農薬残留分析を実施し、残留農薬の有無を確認した。

#### 5) 果実品質調査と情報共有

台湾の取引先からのニーズは、品質ランクが金時紅以上の上位品質ランク商品を中心としたものであるため、定期的に果実品質の状況を確認する必要がある。このため、輸出予定全園地(8か所)について、7~11月にかけて、糖度、クエン酸、果実肥大状況について調査を行い、関係機関に対し情報提供するとともに、情報共有を行った。

### ●普及活動の成果

#### 1 農薬適正使用の推進

国内用の防除暦に採用されているカイガラムシ類の防除薬剤について、台湾での残留農薬基準が変更になったため、関係機関と連携し、代替剤や防除体系の見直しを行った。あわせて、ハダニ類、アザミウマ類の防除薬剤についても最新の台湾の基準値による再評価や新規薬剤の導入などを検討し、台湾輸出用防除暦を作成した。

また、病害虫防除に当たっては、生産者ごとに作成した台湾輸出用防除暦に基づき防除指導を実施するとともに、防除実施状況について、生産者と定期的な情報交換・確認を行った。その結果、出荷前の農薬残留分析において、全ての農薬について、台湾での残留基準値を下回っていることが確認され、適正な農薬使用が推進できた。

#### 2 円滑な商談・販売に向けた果実品質調査と結果の情報共有

平成28年度は、8月までは気象が高温乾燥傾向であったため、順調に糖度の上昇が認められたが、9月以降の長雨により、マルチ敷設のタイミングを逸したこともあり、10月下旬の調査では、出荷基準である糖度11.5度を満たす果実が少量であると推察された(図-1)。そのため、関係機関と今後の出荷計画を協議し、「金時紅」以上の品質ランク商品の数量が少ない可能性を台湾側のバイヤーに情報提供するなど、

円滑な商談に繋げることができた。

平成29年度については、28年度の反省点を踏まえ、マルチ敷設が可能な園地では、8月上旬からマルチ被覆を実施することにより、必要とされる品質ランク果実の生産に努め、輸出先からの要望量を確保することができ、スムーズな販売に繋げることができた。

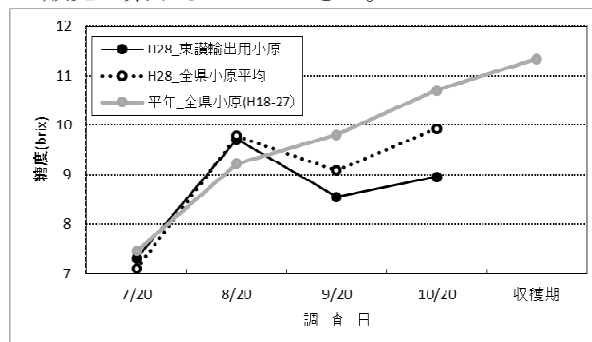


図-1 輸出用「小原紅早生」の時期別糖度の推移(平成28年度)

#### 3 輸出実績

平成27年度までは2名の生産者で輸出に取り組んでいたが、平成28年度からは、4名の生産者が取り組むこととなり、輸出量は、平成27年度 3.9t、28年度 4.3t、29年度 4.3tと、安定的に輸出を行うことができた。

また、他産地にはない特徴を有する品種を輸出することで、国内外での認知度向上やブランド化の促進に繋がった。

### ●今後の普及活動の課題

#### 1 レギュラー品の輸出拡大

輸出用に栽培された「小原紅早生」の平成28年度の生産量は17tで、そのうち輸出できたのは4.3tであり、レギュラー品が中心となる残りの約13tについては、単価も含め、国内で販売するのに大変な労力を要した。そのため、他県の台湾でのミカンの売り方も分析し、レギュラー品、加工品も含めて生産物のほぼ全量を販売できる体制づくりの検討が必要である。

また、現在は、「さぬき讚フルーツ」の出荷基準で出荷しているが、今後は、輸出用の出荷基準の設定を検討することも必要であると思われる。

#### 2 台湾の農薬残留基準に対する対応

関係機関が連携し、残留農薬基準の改正等、植物検疫をクリアするための継続的な情報の収集・周知に努め、規制に対応した防除体系を検討する必要がある。